

第4章 バリアフリー化の実施事業

本章では、第3章で設定したバリアフリー化の方針に基づき、バリアフリー化の実施事業を定めます。

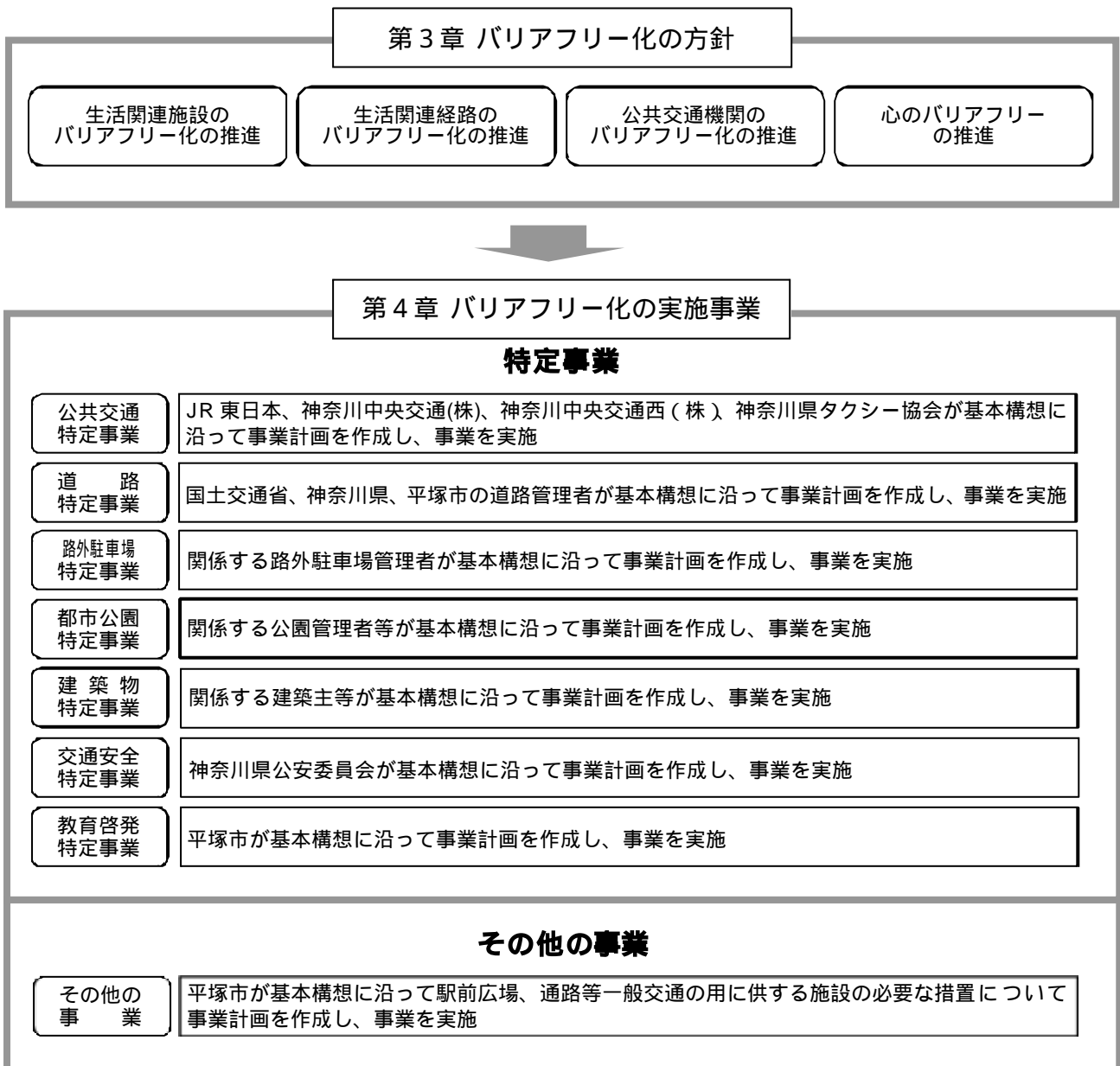


図 4-1 バリアフリー化の方針及び実施事業

4.1 公共交通特定事業

(1) 鉄道事業(東日本旅客鉄道(株))

| 事業内容 | |
|------------------|--|
| 通路 | ホーム上の柱等については、旅客流動に配慮して安全性の確保に努めます。 |
| 案内 | 筆談用具の設置、構内施設のバリアフリー対応状況等、利用者にとって必要な情報を提供します。 |
| 心のバリアフリー(理解、手助け) | 研修などによる職員教育の実施により、サポート体制を充実し、利用環境の向上に努めます。 |

旧基本構想では、バリアフリー対応車両の導入、駅構内のエレベーター、エスカレーター、トイレの案内設備及びホームへの内方線ブロックの設置等の事業が完了しています。通路に関して、国で定める基本方針に「ホームドア・可動式ホーム柵」の導入目標が定められています。平塚駅へのホームドアの整備は、JR 東日本のホームドア整備計画(2032年度末頃まで)に位置付けがあります。

(2) バス事業(神奈川中央交通(株)、神奈川中央交通西(株))

| 事業内容 | |
|------------------|---|
| 車両 | 全ての車両を順次「低床車両」に代替えます。 |
| バス停 | 道路管理者等と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。 |
| 案内 | 車外用放送装置を活用し、音声による行き先等の案内を推進します。 |
| 心のバリアフリー(理解、手助け) | 利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。 |

車両について、国で定める基本方針に「ノンステップバス」の導入目標が定められています。国の目標値を踏まえて、事業計画の目標を定めます。

(3) タクシー事業((社)神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会)

| 事業内容 | |
|------------------|---|
| 車両 | UDタクシーを導入します。 |
| 心のバリアフリー(理解、手助け) | タクシー協会や個々のタクシー事業者間で、サービス等の情報を共有し、共通したサービスの提供を連携して推進します。 利用者への適切な接遇や車いす対応等について、介助資格等の取得推進や継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。 |

車両について、国で定める基本方針に「福祉タクシー車両(UDタクシー含む)」の導入目標が定められています。国の目標値を踏まえて、事業計画の目標を定めます。

4.2 道路特定事業

(1) 道路管理者（国土交通省）

| 図対番号 | 路線名 | 事業内容 |
|------|--------|---|
| 1 | 国道 1 号 | <p><改善> 歩道橋の移動円滑化や交差点の平面横断経路の確保等により交差点のバリアフリー化を進めます。</p> <p><維持・管理> 平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。</p> <p><心のバリアフリー（利用を妨げない）> 歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。</p> |

(2) 道路管理者（神奈川県）

| 図対番号 | 路線名 | 事業内容 |
|------|------------------------|--|
| 2 | 県道 61 号 （平塚伊勢原） | <p><維持・管理> 平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。</p> |
| 3 | 県道 606 号 （大島明石） | |
| 4 | 県道 607 号 （平塚港平塚停車場） | <p><心のバリアフリー（利用を妨げない）> 歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。</p> |
| 5 | 県道 608 号 （平塚停車場袖ヶ浜） | |

(3) 道路管理者（平塚市）

| 図対番号 | 路線名 | 事業内容 |
|------|------------|--|
| 6 | 駅前大通り線 | <p><維持・管理> 平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。</p> <p><心のバリアフリー（利用を妨げない）> 歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。</p> |
| 7 | 駅前通り線 | |
| 8 | 南町通東浅間線 | |
| 9 | 海岸南中線 | |
| 10 | 宝町通り | |
| 11 | 南町通り線 | |
| 12 | 東海道本通り線 | |
| 13 | 後谷八幡裏線 | |
| 14 | 浅間町南原線 | |
| 15 | 浅間町 3 号線 | |
| 16 | 平塚駅花水線 | |
| 17 | 八重咲町袖ヶ浜線 | |
| 18 | 須賀久領平塚中学校線 | |
| 19 | 三島神社後谷線 | |
| 20 | 追分 7 号線 | |
| 21 | 天沼宮松町線 | |
| 22 | 見附町 6 号線 | |
| 23 | 見附町 7 号線 | |

(4) 道路管理者（共通）

| 事業内容 | |
|---------|---------------------------------------|
| 設備 | 幅員等条件の合う歩道等へのベンチ等休憩施設の設置を必要に応じて検討します。 |
| 事業者間の連携 | 生活関連施設内と道路上の視覚障害者誘導用ブロックを結びます。 |
| | バス事業者と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。 |

道路のバリアフリー化の取組例：歩道の段差改善、交差点の巻き込み部の段差改善、側溝蓋等の構造改善、切下げ部等のすりつけ勾配改善、視覚障害者誘導用ブロック設置等
 工事中における迂回路等の適切な案内や誘導を行うことなど、心のバリアフリーを推進します。
 関連する自転車ネットワーク計画と整合を図り、自転車・歩行者の区分等により安全確保に努めます。

4.3 路外駐車場特定事業

路外駐車場移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。車いす利用者用駐車施設を設けるとともに、道路等までの通路のバリアフリー整備を推進します。また、適正利用に関する表示を行う等により心のバリアフリー（理解）を推進します。

なお、重点整備地区内には、バリアフリー法施行後に届出された特定路外駐車場はありません。

特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいいます。（道路法で規定する自動車駐車場、都市公園法で規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）

4.4 都市公園特定事業

公園管理者（平塚市）

| 公園名 | 事業内容 |
|---------|--|
| 平塚市総合公園 | 園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。 |
| 湘南海岸公園 | 園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。 |

4.5 建築物特定事業

施設の新設や改修などに合わせて、建築物移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。また、さらに、バリアフリー新法の対象とならない商店等へ、入口の段差や通路の幅等については、バリアフリー整備の推進を働きかけます。

なお、施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、人によるサポートやサービスの充実が重要であることから、筆談用具の設置や誰にでもわかりやすい案内表示、利用者への適切な対応について心のバリアフリー（理解、手助け）を推進します。

建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）が、バリアフリー化の対象施設となります。

4.6 交通安全特定事業

平塚警察署

| 事業内容 | |
|-----------------|------------------------------------|
| 交差点横断における安全性の確保 | 音響式信号機等の設置を推進します。 |
| 安全な歩行空間の確保 | 生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。 |
| | 違法駐車防止や自転車利用マナー等の広報活動及び啓発活動を実施します。 |

4.7 教育啓発特定事業

平塚市

| 事業内容 | |
|-------------------------------|--|
| 心のバリアフリー（理解、手助け、利用を妨げない、情報提供） | 児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通じた福祉教育を推進します。 |
| | 高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた学習機会を提供します。 |
| | 福祉ボランティアの育成を推進します。 |
| | 様々なイベントや冊子等を活用した啓発を推進します。 |
| | 路上占有物（商品、看板等）防止のための啓発を推進します。 |
| | 商店等への啓発（接客対応等）を推進します。 |
| | ホームページを活用したバリアフリー情報を提供します。 |
| | バリアフリーマップを作成します。（バリアフリー店舗の認定と表示） |

4.8 その他の事業

平塚市

| 事業内容 | |
|-----------------|--------------------------------|
| 平塚駅周辺の 移動円滑化 | 駅前広場等と改札階とのバリアフリー経路の維持管理に努めます。 |
| | 駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保を検討します。 |
| | 案内情報施設の設置を推進します。 |
| 平塚駅周辺の 駐輪対策 | 駐輪場の整備を推進します。 |
| | 自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を推進します。 |
| | 放置自転車の撤去を徹底します。 |
| 歩行者の安全対策 | 路面標示等による安全な歩行空間の創出を検討します。 |
| | 歩行者、自転車の通行帯区分を検討します。 |
| 公共サイン | 駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置・修繕をします。 |

< 関連基準、ガイドライン等 >

生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフリー化を実施する際に活用する基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

| 種別 | 項目 | 名称 | 所管 作成年月日 |
|---------------------|----------------|---|------------------------------|
| 移動等円滑化基準 | 公共交通 | 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 |
| | 道路 | 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 |
| | | 移動円滑化のために必要な道路の占用に関する基準 | 国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 |
| | | 神奈川県が管理する県道における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例 | 神奈川県【条例】 平成 25 年 1 月 |
| | | 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例 | 平塚市【条例】 平成 25 年 4 月 |
| | 交通安全 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準 | 国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月 |
| | | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準 | 神奈川県【条例】 平成 25 年 1 月 |
| | 路外駐車場 | 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 |
| | 建築物 | 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準） | 国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月 |
| | 都市公園 | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 |
| 平塚市都市公園条例 | | 平塚市【条例】 平成 25 年 4 月 | |
| 移動等円滑化整備 ガイドライン等 | 公共交通 | 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン [旅客施設編] [車両等編] | 国土交通省 平成 25 年 6 月 |
| | | 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン [役務編] | 国土交通省 令和 3 年 3 月 |
| | 道路 | 道路の移動等円滑化整備ガイドライン | (財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月 |
| | 都市公園 | 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | 国土交通省 平成 24 年 3 月 |
| | 建築物 | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 | 国土交通省 平成 24 年 7 月 |
| | 促進方針・基本構想 | 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン | 国土交通省 平成 31 年 3 月 |
| その他条例 | 建築物・公共交通・道路・公園 | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | 神奈川県 平成 25 年 1 月 |
| | 公共サイン | 平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン） | 平塚市 平成 24 年 8 月 |